

令和3年度食品、添加物等の年末一斉取締り実施結果について

県は、食品の流通量が増加する年末において、食中毒の発生防止及び食品衛生の向上を図るため、令和3年度岩手県食品衛生監視指導計画に基づき、県内の飲食店や食品製造施設等に対する一斉の監視指導の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み、保健所の業務体制確保の取組を継続するため、本年度の実施を見送りました。

なお、収去検査と消費者への普及啓発を行いましたので、その概要をお知らせします。

【事業の概要】

- 実施期間:令和3年12月1日(水)～12月31日(金)

【実施結果の概要】

● 施設監視指導状況

- ・ 通常監視に併せ、以下(1)～(3)の項目に取り組みました。
 - (1) HACCPに沿った衛生管理の普及啓発
 - (2) 新たに持ち帰りや宅配等を始める飲食店営業者への普及啓発
 - (3) 食品表示の点検
- ・ 本期間中において、食品衛生法・食品表示法違反は確認されませんでした。

● 収去(抜取)検査結果

- ・ 食品の収去検査(抜取検査)は、市場、販売店、製造業等から収去した22検体(国産品22検体、輸入品0検体)について実施し、その結果、規格基準違反はありませんでした。

● 消費者等への啓発

- ・ ノロウイルスリーフレットを7,000部作成し、消費者等に対する正しい知識の普及啓発を実施しました。